

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	協同組織金融機関は相互扶助を目的とした非営利法人であり、そもそも員外貸付けを認めるべきではないと考える。 独立行政法人等に対する員外貸付けが認められているのはあくまでも例外であり、それを拡大解釈して国立大学法人等に員外貸付けを拡大すべきではない。 規制の事前評価書にある通り、国立大学法人等は「公的な財政支援」を受けており、公共性の範囲での活動であれば、そもそも資金の借入は不要だと考えられる。 資金の借入を要するような活動は、公共性を逸脱した範囲であり、よって員外貸付けを認めるべきではない。	貴重なご意見として承ります。